

5 神奈川県流水占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第44号）新旧対照表

改 正					現 行						
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）						
区分	土地占用料又は廃川敷地使用料				区分	土地占用料又は廃川敷地使用料					
	単位	所在地				単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地			第四級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積 1平	320円	270円	250円	250円	通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積 1平	300円	250円	230円	230円
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）	方メートル 1年	700円	590円	560円	550円	倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）	方メートル 1年	680円	550円	520円	500円
第一種電柱		2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	第一種電柱		2,370円	1,880円	1,560円	1,450円
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円

改 正						現 行					
第三種電柱	1本	5,100 円	4,030 円	3,380 円	3,170 円	第三種電柱	1本	4,920 円	3,890 円	3,240 円	3,000 円
第一種電話柱	1年	2,200 円	1,740 円	1,460 円	1,360 円	第一種電話柱	1年	2,120 円	1,680 円	1,400 円	1,290 円
第二種電話柱		3,520 円	2,780 円	2,330 円	2,180 円	第二種電話柱		3,390 円	2,690 円	2,230 円	2,070 円
第三種電話柱		4,830 円	3,820 円	3,200 円	3,000 円	第三種電話柱		4,660 円	3,690 円	3,070 円	2,850 円
鉄塔	占用面積 1平方メートル 1年	1,900 円	1,600 円	1,530 円	1,500 円	鉄塔	占用面積 1平方メートル 1年	1,840 円	1,490 円	1,400 円	1,370 円
その他の柱類	1本 1年	220円	170円	150円	140円	その他の柱類	1本 1年	210円	170円	140円	130円
共架電線 その他上空に設ける線類		22円	17円	15円	14円	共架電線 その他上空に設ける線類		21円	17円	14円	13円
地下に設ける電線 その他の線類		13円	10円	9円	8円	地下に設ける電線 その他の線類		13円	10円	8円	8円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円	57円	外径が0.07メートル未満のもの		89円	70円	59円	54円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	87円	82円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	84円	78円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル以上	200円	160円	130円	120円	外径が0.1メートル以上0.15メートル以上		190円	150円	130円	120円

改 正					現 行						
一トル未満のもの					一トル未満のもの						
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円	160円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	200円	170円	160円
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年	400円	310円	260円	250円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年	380円	300円	250円	230円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円	330円	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		510円	400円	340円	310円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円	570円	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		890円	700円	590円	540円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円	820円	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,270円	1,010円	840円	780円

改 正					現 行						
外径が 1メー トル以 上2メ ートル 未満の もの		2,640 円	2,080 円	1,750 円	1,640 円	外径が 1メー トル以 上2メ ートル 未満の もの		2,540 円	2,010 円	1,680 円	1,550 円
	外径が 2メー トル以 上のも の	5,270 円	4,160 円	3,500 円	3,280 円		外径が 2メー トル以 上のも の	5,090 円	4,030 円	3,350 円	3,110 円
柵類		920円	770円	740円	720円	柵類		880円	720円	680円	660円
看板	表示 面積 1平 方メ ートル 1 年	8,200 円	4,310 円	1,330 円	910 円	看板	表示 面積 1平 方メ ートル 1 年	8,010 円	4,730 円	1,510 円	1,040 円
	運動場、 競技場、 遊園地そ の他これ らに類す る施設	150円	130円	120円	120円		運動場、 競技場、 遊園地そ の他これ らに類す る施設	150円	120円	110円	110円
農耕地、 牧草地等	14円	12円	11円	11円	農耕地、 牧草地等	14円	11円	10円	10円		

備考 1 所在地とは、占用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、占用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。

(1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び東京都町田市の区域をいう。

(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。

備考 1 所在地とは、占用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、占用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。

(1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び東京都町田市の区域をいう。

(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。

改 正	現 行
(3)・(4) (略) 2～9 (略)	(3)・(4) (略) 2～9 (略)